

所得税等の確定申告は正しくお早めに！

申告所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告期限、納期限は **3月16日(月)** まで
消費税及び地方消費税の申告期限、納期限は **3月31日(火)** まで

確定申告は**スマホ**から、納税は**キャッシュレス**！！



- ★ 所得税、決算書・収支内訳書、消費税(個人)の申告書が作成可能です。
- ★ 作成データや控えのデータをスマホに保存可能で、控えのデータは、いつでもどこでも確認ができます。
- ★ 納税は確実で便利な振替納税をご利用ください。

簡単な手続きで、預貯金口座から自動的に納税することができます。
振替納税による口座引き落し日は、次のとおりです。

所得税及び復興特別所得税 …… 4月23日(木)

消費税及び地方消費税 …… 4月30日(木)

確定申告は、ご自宅からをマイナンバーカードを使ったスマホ申告、
納税は振替納税等のキャッシュレス納付をご利用ください！